

臨床残余試料等の取扱いについて

横浜市立大学附属市民総合医療センター 病理診断科・病理部では、基本方針である「市民医療に貢献する高品質なサービスを提供する」を目指し、精確で質の高い検査結果を迅速に提供できるよう努めております。

この方針のもと、よりよい医療を提供していくため、当院にて病理診断を実施後の残余試料（組織診・細胞診・剖検材料）を以下に提示いたしました日常検査業務や教育目的にて使用させていただく場合があります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＜残余試料の使用目的＞

- 検査業務への使用（精度管理、試薬・検査法変更に伴う検討）
- 教育（医療関連教育機関の学生、職員などを対象とした実習、研修など）
- 業務に直結した研究（検査法改善など）

注)

- ・ 診療に必要な検査を終了した残った部分（残余試料）を使用しますので、通常診療のための組織診・細胞診材料の採取が増えることはありません。
 - ・ 新たに費用負担が発生することはありません。
 - ・ 使用される試料・臨床情報については匿名化を行い個人が特定できないように処理しております。外部に情報が漏れないよう厳重に管理しています。
- ☆ 上記について同意いただけない場合には、その旨をいつでも採血室までお申し出ください。使用を拒否されましても、患者さんの診療内容に影響する事はなく、不利益をこうむることは一切ありません。
- ☆ 病理診断科・病理部の業務に直結しない医学の発展に貢献する研究で使用する場合は、別途個別に同意を得たのち大学内の倫理委員会等で承認を得ることになります。
- ☆ ヒトの遺伝子解析には使用しません。